

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和4年1月11日

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所長 杉尾 俊治

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、両筑平野用水事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出者の資格

- (1) 水資源機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次により提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な作業員（技術者）の人数等を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は別紙様式のとおりとしてください。
- (2) 提出期間 令和4年1月11日（火）から令和4年1月21日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所 所長 杉尾 俊治 宛
【担当】総務課 久保 和也
〒838-0012
福岡県朝倉市江川 1660-67
TEL (0946)25-0113 FAX (0946)25-0133
- (4) 提出方法
参考見積書は持参、郵送又はFAX（いずれの場合であっても社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 基本条件

歩掛参考見積の歩掛は、両筑平野用水の水路システムの構想検討等を行うことについて、実績等に基づくものを参考に積み上げた標準的な歩掛とします。

(2) 業務目的

両筑平野用水における水源施設の更なる効果的、効率的な運用に資するため、近年の用水利用の多様化や将来における用水利用の展開について、両筑平野用水の農業用水受益地域における現状を検証し、当地区における課題の抽出や将来像を考慮した施設の構想検討を行うものである。

(3) 作業項目・作業内容

作業項目・作業内容の詳細については、別紙見積仕様書のとおりとします。

(4) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

①本歩掛参考見積に適用する業務費の構成は、国土交通省が別に制定する「設計業務等標準積算基準書」（以下「基準書」という）に準じるものとします。

②歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記「(3)作業項目・作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を徴取します。

(5) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和3年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和4年1月11日（火）から令和4年1月14日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）

(2) 提出場所：3. (3) に同じ

(3) 提出方法：3. (4) に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和4年1月18日（火）から令和4年1月21日（金）まで

(2) 閲覧方法：本募集要領を掲載したホームページを確認願います。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出して頂いた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 問い合わせ先

3. (3) の提出先に同じ。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

別紙見積様式

両筑平野用水水利システム検討

1. 資料の検討

1 業務当り

| 作業項目 | 技師長 (人) | 主任 技師 (人) | 技師 A (人) | 技師 B (人) | 技師 C (人) | 技術員 (人) |
|-------|------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 資料の検討 | | | | | | |

2. 水路システムの構想検討

1 ケース当り

| 作業項目 | 技師長 (人) | 主任 技師 (人) | 技師 A (人) | 技師 B (人) | 技師 C (人) | 技術員 (人) |
|-------------|------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 水路システムの構想検討 | | | | | | |

3. 反復利用施設の整備構想の検討

1 箇所当り

| 作業項目 | 技師長 (人) | 主任 技師 (人) | 技師 A (人) | 技師 B (人) | 技師 C (人) | 技術員 (人) |
|----------------|------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 反復利用施設の整備構想の検討 | | | | | | |

4. 末端ほ場における水管理適正化の検討

1 式当り

| 作業項目 | 技師長 (人) | 主任 技師 (人) | 技師 A (人) | 技師 B (人) | 技師 C (人) | 技術員 (人) |
|-----------------------|------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 末端ほ場における水管理適正化 の検討 | | | | | | |

5. 報告書作成

1 業務当り

| 作業項目 | 技師長 (人) | 主任 技師 (人) | 技師 A (人) | 技師 B (人) | 技師 C (人) | 技術員 (人) |
|-------|------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 報告書作成 | | | | | | |

見 積 仕 様 書

令和4年1月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1章 総則

1. 業務目的

両筑平野用水事業は、江川ダム、寺内ダム※を水源として両筑平野用水地域（2市2町）の農業用水、福岡市・朝倉市及び福岡・佐賀両県内一部の水道用水、朝倉市の工業用水を供給する事業である。 ※農業用水について寺内ダムと相まって開発。

本業務は、両筑平野用水における水源施設の更なる効果的、効率的な運用に資するため、近年の用水利用の多様化や将来における用水利用の展開について、両筑平野用水の農業用水受益地域（以下「当地区」という）における現状を検証し、当地区における課題の抽出や将来像を考慮した施設の構想検討を行うものである。

2. 見積りの前提条件（貸与資料）

以下の貸与資料を受けた前提として見積りを行うものとする。

- (1) 国営両筑平野用水二期土地改良事業計画書(案)
- (2) 水利用実態調査に係わる前年度迄の業務報告書などの参考となる資料
- (3) 現況施設の設計業務報告書など施設の水利・構造に係わる資料
- (4) 地区内の用排水系統及び主要施設の配置図
- (5) 現況施設に係わる完成図面
- (6) その他調査職員が必要と認める資料

第2章 業務内容

1. 資料の検討

本業務のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を作成する。

2. 水路システムの構想検討

- (1) 貸与資料等を用いて、当地区における将来の水田汎用化、畑作振興及び農地集積など、国、県、市町における地域振興策をベースとして概念的な地域農業の将来像を調査職員と協議し、設定したうえで、それを達成するための地区内における反復利用を含めた送配水管理システムの検討を行うとともに、必要に応じてほ場整備など末端整備の内容を検討する。
- (2) 上記(1)の成果を用いて、類似地区などにおける事例単価、複合単価、見積りなどから概算工事費及び維持管理費等を算定する。
- (3) 上記(1)を前提条件として水源施設の更なる効果的、効率的な運用を行うために、貸与資料等を用いて当地区内における用水の適正配分、無効放流抑制などの観点から、取水施設（取水口）からほ場に給水するまでの現行水路システム（導水路、幹線水路及び支線水路から構成）の検証を行い、問題点を抽出するとともに、その対策案を列記する。
- (4) 上記(1)及び(3)の検討結果を図面に示した整備構想平面図（1/5000）を作成する。

3. 反復利用施設の整備構想の検討

- (1) 貸与資料を用いて、ほ場から排水路へ落水するかんがい水のうち、河川等へ無効放流される流水を再利用するために、地形、水路構造などから標準的な用水ブロック（ブロック内配水形式：開水路）を選定したうえで、反復利用施設の設置位置及びレイアウトについて検討を行い、概略計画図を作成する。
- (2) 上記の成果を用いて、イニシャルコストやランニングコストを算定する。なお、コスト算定にあたっては、事例単価、複合単価、見積りなどから1箇所当たりの単価を作成し、必要な費用を算定するものとする。

4. 末端ほ場における水管理適正化の検討

- (1) 用水をより適正に利用するため、給水口、排水口別に末端ほ場における水管理の適正化手法について、他地区等における事例収集を行う。
- (2) 上記の結果を用いて操作性、維持管理、経済性、水源施設（ダム）への影響などの観点から比較検討を行い、最適案を選定する。なお、最適案を複数選定する場合には、その理由を記載するものとする。
- (3) 上記において、経済性の比較を行うにあたっては、事例単価、複合単価、見積りなどから単位当たり単価を作成し、必要な費用を算定するものとする。

5. 報告書作成

上記成果についての点検を行うとともに、報告書を作成する。